

国立大学法人分科会・業務及び財務等審議専門部会 に付託された事項の審議結果について

第18回（平成20年12月17日～18日開催）

- (1) 特定大学技術移転事業を実施する者への出資について【参考1】
- ・ 国立大学法人法第22条第3項の規定に基づき、文部科学大臣は、特定大学技術移転事業を実施する者への出資の認可をしようとするときには、あらかじめ、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。
 - ・ 特定大学技術移転事業を実施する者への出資の認可についての意見は、専門部会における議決事項とされている。
 - ・ 今般、東京大学から、株式会社東京大学TLO（CASTI）へ出資するための認可の申請があり、専門部会において持ち回り審議した。
 - ・ その結果、文部科学大臣が本件を認可することについては、専門部会として、特段の意見はなかった。

東京大学による株式会社東京大学TLO(CASTI)への出資について

1.概要

東京大学は株式会社東大TLOへの出資を行うため、国立大学法人法第22条第2項に基づく文部科学大臣の認可申請書を提出しているところである。このため、同法に基づき国立大学法人評価委員会において意見を求めるものである。

また、申請書及び本委員会の意見等をもとに、同法に基づく財務大臣との協議を行おうとするものである。

2.出資の目的

東京大学は現在、専門的な技術移転のノウハウ等を有する株式会社東京大学TLOと相互補完的な関係を持ちながら、大学から創出される研究成果の社会還元を図っている。

東京大学が株式会社東京大学TLOの株式を保有し、経営に関して一定の発言権を得ることにより、技術移転・知的財産の管理運用等を安定的な運営にすることで、知的財産サイクルの好循環と研究成果の社会還元の実現を図るものである。

3.出資しようとする相手方及び出資額（取得株数）

○相手方

株式会社東京大学TLO

本社：東京都文京区本郷7-3-1

設立：平成10年8月

代表取締役社長：山本 貴史

資本金：2,000万円

総発行株数：400株

経常損失：86百万円〔平成19年12月期〕

○出資額

1億4790万円（170株）

※1株87万円 ※出資の財源は寄附金収入（使途の特定なし）

※取得価格は、外部コンサルタントの評価額と寄附により東京大学が取得済みの同社株式の財務諸表上の評価額を勘案し株主と同意した金額。

○役員構成

取締役（計5名） 山本 貴史 株式会社東京大学TLO代表取締役
 本田 圭子 株式会社東京大学TLO取締役
 天神 雄策 株式会社東京大学TLO取締役
 石田 智朗 株式会社東京大学TLO取締役
 山田 興一 東京大学理事

○株主構成

分類	出資前（持株比率）	出資後（持株比率）
監査役	1 0 0 株 (25.0%)	0 株 (0.0%)
代表取締役	4 0 株 (10.0%)	0 株 (0.0%)
個人	2 0 株 (5.0%)	0 株 (0.0%)
取締役	5 株 (1.25%)	0 株 (0.0%)
元取締役	5 株 (1.25%)	0 株 (0.0%)
東京大学	2 3 0 株 (57.5%)	4 0 0 株 (100.0%)
計	4 0 0 株	4 0 0 株

○国立大学法人法（平成十五年七月十六日法律第百十二号）（抄）

（業務の範囲等）

第二十二條 国立大学法人は、次の業務を行う。

五 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に出資すること。

2 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（財務大臣との協議）

第三十六條 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

二 第二十二條第二項、第二十九條第二項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第二項若しくは第六項若しくは第三十四條第一項又は準用通則法第四十五條第一項ただし書若しくは第二項ただし書若しくは準用通則法第四十八條第一項の規定による認可をしようとするとき。

○国立大学法人施行令（平成十五年十二月三日政令第四百七十八号）（抄）

第三條 法第二十二條第一項第六号及び第二十九條第一項第五号の政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項の特定大学技術移転事業とする。

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年五月六日法律第五十二号）（抄）

（定義）

第二條 この法律において「特定大学技術移転事業」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における技術に関する研究成果（以下「特定研究成果」という。）について、特定研究成果に係る特許権その他の政令で定める権利のうち国以外の者に属するものについての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、特定研究成果の活用を行うことが適切かつ确实と認められる民間事業者に対し移転する事業であつて、当該大学における研究の進展に資するものをいう。

（実施計画の承認）

第四條 特定大学技術移転事業を実施しようとする者（特定大学技術移転事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、当該特定大学技術移転事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを文部科学大臣及び経済産業大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の承認を受けることができる。